

軽微な変更説明書（計画通知）

船橋市建築主事 あて

平成 年 月 日

通知者官職

印

建築基準法第18条の3及び確認審査等に関する指針（平成19年第835号）第3第2項第3号で定める軽微な変更説明書及び指針第4第2項第3号で定める軽微な変更説明書を直前の（確認・中間検査）を受けた日以降において申請に係る計画について建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更が生じたので、当該変更の内容を下記のとおり説明します。

記

計画通知 確認番号・日付	平成 年 月 日 第 号	建築物・工作物・昇降機
変更の内容		
変更の理由		
添付図書		
※受付欄	※決裁欄	

注1 中間検査申請書、完了検査申請書の第三面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合に提出すること。

2 ※の欄には記入しないでください。